② 本方式の実施方式としては、
㋐ 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。㋑において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式
㋑ 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、①の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
③ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ（https://www.cbr.mlit.go.jp）「入札・契約情報」―「契約書様式」―「総価契約単価合意方式」参照）を提出するものとする。
④ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑿ 本工事は、完全週休２日を確保した施工を実施する試行の対象工事である。提出された工程表が週休２日の取得を前提としていないなど、明らかに、受注者側に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別紙様式第１における考査項目「７．法令遵守等」の「８．その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

⒀ 本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒁ 本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

⒂ 本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。
但し、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

⒃ 本工事は、「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

⒄ 間接工事費の実績変更方式の試行
① 共通仮設費（率分）の実績変更
本工事は、共通仮設費（率分）のうち、「運搬費」・「安全費」（以下、共通仮設費（率分）の実績変更）について、最終精算変更時にその金額を実績により変更することが出来る「共通仮設費（率分）の実績変更方式」の試行工事である。

⒅ 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事である。

⒆ 本工事は、見積参考資料の一部として「施工条件明示チェックリスト」「概略工事工程表」を開示する試行工事である。

⒇ 本工事は、入札書提出期限前に発注者が一部の単価を公表する試行工事である。

(21) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

２ 競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵ 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷ 平成20年度以降に、元請けとして、次に示す同種工事の要件を満たす鋼橋を架設（製作）した工事の引渡しを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：下記の㋐から㋓の要件を全て満たす鋼橋の製作及び架設をした施工実績を有すること。ただし、㋐から㋓は同一工事（同一橋梁）であること。
㋐ 道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。
㋑ 橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

１）桁形式
注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

２）断面形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

３）構造形式
㋒ 最大支間長が40m以上であること。
㋓ 架設工法が「多軸台車搬送によるクレーン一括架設」であること。一括架設とは、地組された２ブロック以上の主桁架設であること。
経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

⑸ 提出された技術提案の提案内容が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹ 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
① 監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、入札説明書に示す資格を有する者であること。
② 平成20年以降に、同一の者が以下に示す工事の鋼橋を架設した経験を有する者であること（ただし、配置する技術者が平成20年度以降に産前産後休暇及び育児休暇を取得している場合、その期間に相当する日数を実績評価期間以前に加えることができる。）（（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合に限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）。「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
同種工事：下記の㋔から㋖の要件を全て満たす鋼橋の架設をした施工実績を有すること。
ただし、㋔から㋖は同一工事（同一橋梁）であること。
㋔ 道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事。
㋕ 橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

１）桁形式
注）△：鋼床版単純桁橋のみ認めるものとする

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	○	箱桁（鋼床版）	○

２）断面形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

３）構造形式
経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。